

令和6年度山形県若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱

(目的及び交付)

第1条 知事は、将来の担い手となる若者の県内回帰・定着を促進し、県内の中核的企業等のリーダー的人材を確保することを目的として、大学等を卒業した日から県内に一定期間居住・就業した者が、奨学金の返還に要する経費について、山形県補助金等の適正化に関する規則（昭和35年8月県規則第59号。以下「規則」という。）及びこの要綱の定めるところにより、予算の範囲内において補助金を交付する。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 地方創生枠 山形県若者定着奨学金返還支援事業（以下「本事業」という。）において日本学生支援機構の第一種奨学金の貸与を受ける大学生等を対象とした募集枠をいう。
- (2) 市町村連携枠 本事業において県内市町村が指定する奨学金の貸与を受ける大学生等を対象とした募集枠をいう。
- (3) 産業団体等連携枠 本事業において県内産業団体等が指定する奨学金の貸与を受ける大学生等を対象とした募集枠をいう。
- (4) 募集要項等 本事業における助成候補者の募集に関して、県又は県内市町村が制定した要項等をいう。
- (5) 助成候補者 募集要項等に基づいて、本事業による奨学金の返還を支援する候補者として知事が認定した者をいう。
- (6) 高校等 県内の高等学校、特別支援学校高等部及び専修学校高等課程をいう。
- (7) 大学等 募集要項等において規定する高等教育機関の総称をいう。
- (8) 助成対象分野 募集要項等において規定する本事業の支援の対象となる産業分野をいう。
- (9) 補助金 募集要項等に規定する助成金をいう。
- (10) 大学等を卒業した日 大学等の卒業証明書又は卒業証書に記載の卒業日（当該卒業日が3月中であるときは、卒業日の属する年の4月1日）をいう。

(交付の対象)

第3条 この補助金の交付の対象となる経費は、助成対象者が大学等の在学時に貸与を受けた奨学金の返還に要する経費（有利子奨学金の場合は利子分を除く。）とする。

(助成対象者の要件)

第4条 地方創生枠及び市町村連携枠の助成候補者として認定を受けた者にあつては第1号から第4号までの全てを満たす者、産業団体等連携枠の助成候補者として認定を受けた者にあつては第1号から第3号まで及び第5号の全てを満たす者を助成対象者と

する。

- (1) 助成候補者であること。
- (2) 次のイからホまでのうち、募集要項等により規定されている必要な手続をすべて行っていること。
 - イ 大学等を卒業後、更に進学した場合に係る手続
 - ロ 就業状況等の報告に係る手続
 - ハ 離職後、再び就業した場合に係る手続
 - ニ 求職又は離職期間を12か月までに延長する場合に係る手続
 - ホ 助成候補者の認定取消の猶予に係る手続
- (3) 助成対象者認定申請の時点で奨学金の返還を延滞していないこと。
- (4) 大学等を卒業した日から6か月以内（求職・離職期間延長の認定を受けている者は大学等を卒業した日から12か月以内）に県内に居住・就業し、かつ、居住を継続しながら県内の助成対象分野に通算して3年就業（山形県若者定着奨学金返還支援事業における助成候補者の認定取消の猶予に係る事務取扱要領（以下「取消猶予事務取扱要領」という。）に基づき認定取消しを猶予された者は、取消猶予事務取扱要領により計算した、県内に居住し、かつ、県内の助成対象分野に就業した期間が3年経過）していること。ただし、パート・アルバイト等臨時的・期間的な就業及び公務員（市町村連携枠の募集要項等で支援対象としている「土木」及び「管理栄養士・栄養士（管理栄養士の資格を有する者として採用された場合に限る。）」として採用された者を除く。）、医師、看護師、介護福祉士又は保育士として就業する者を除く。
- (5) 大学等を卒業した日から6か月以内（求職・離職期間延長の認定を受けている者は大学等を卒業した日から12か月以内）に県内に居住・就業し、かつ、居住を継続しながら県内の助成対象分野に通算して3年（就業先の事業者の人員配置等の都合により県外に居住・就業していた者及び県外に居住・就業している者で将来的に県内に居住・就業することが予定されている者は、県外に居住・就業していた期間を就業期間に含むものとする。）就業していること。ただし、パート・アルバイト等臨時的・期間的な就業、公務員、医師、看護師、介護福祉士又は保育士として就業する者を除く。

（助成対象者の認定申請）

第5条 助成対象者の認定を受けようとする者は、助成対象者認定申請書（別記様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して、前条第4号又は第5号の要件を満たした日から3か月以内に知事に提出しなければならない。

- (1) 高校等の卒業証明書又は卒業証書の写し（高等専門学校の卒業生の場合は、県内の中学校又は特別支援学校中等部の卒業証明書又は卒業証書の写し）
- (2) 大学等の卒業証明書又は卒業証書の写し
- (3) 住民票（マイナンバーの記載のないもので、前条第4号又は第5号の要件を満たすこととなった日以後に取得したものに限り。）又はその写し
- (4) 在職証明書（別記様式第2号）
- (5) 職務履歴書（別記様式第3号）（転職の経歴がある者又は取消猶予事務取扱要領の規定により助成候補者認定取消猶予を受けていた者に限り。）

- (6) 前年の確定申告書の写し（個人事業主の場合に限る。）
- (7) 奨学金返還証明書（前条第4号又は第5号の要件を満たすこととなった日以後の証明日のものに限る。）又はその写し
- (8) その他知事が必要と認める書類

（助成対象者の認定）

第6条 知事は、前条の規定により助成対象者認定申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、助成対象者として認定し、助成対象者認定通知書（別記様式第4号）により通知するものとする。

2 前項の審査により助成対象者として認定しないときは、申請者に対し助成対象者不認定通知書（別記様式第5号）を通知するものとする。

（補助金の交付の申請）

第7条 助成対象者の認定を受けた者で補助金の交付を受けようとする者は、補助金交付申請書（別記様式第6号）に次の各号に掲げる書類を添付して、助成対象者認定通知書に記載された日までに知事に提出しなければならない。

- (1) 奨学金返還証明書（第4条第4号又は第5号の要件を満たすこととなった日以後の証明日のもの）又はその写し
- (2) 補助金の支払に係る承諾書（別記様式第7号）
- (3) 口座申出書（第10条ただし書の規定により助成対象者への支払が発生する場合に限る。）
- (4) その他知事が必要と認める書類

（補助金の額）

第8条 補助金の額は、助成対象者認定通知書に記載された助成対象月数に2万6千円を乗じた額とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、助成対象者認定通知書に記載された助成対象月数に1万3千円を乗じた額を補助金の額とする。

- (1) 地方創生枠又は市町村連携枠の助成候補者で、大学等を卒業した日から6か月（求職・離職期間延長の認定を受けている者は大学等を卒業した日から12か月以内）を経過した日から第4条第4号の要件を満たす日までの間に、応募書類を提出した市町村以外の県内の市町村に居住した期間がある場合
 - (2) 産業団体等連携枠の助成候補者で、大学等を卒業した日から6か月（求職・離職期間延長の認定を受けている者は大学等を卒業した日から12か月以内）を経過した日から第4条第5号の要件を満たす日までの間に、認定を受けた助成対象分野の指定就業先以外で就業した期間がある場合又は指定就業先に就業したが、自己都合以外で離職し、他の就業先で就業した場合
- 2 前条の申請時に提出した奨学金返還証明書に記載されている奨学金の返還残額（有利子奨学金の場合は利子分を除く。）が前項の額を超えない場合の補助金の額は、前項及び募集要項等の規定にかかわらず、当該返還残額とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。

- 3 高等専門学校在学時に助成候補者に認定された者の補助金の額は、第1項の規定にかかわらず、第1項の額、前項に規定する奨学金の返還残額又は高等専門学校第4、5学年時に貸与を受けた奨学金の総額のいずれか低い額とし、千円未満の端数が生じた場合には、これを切り捨てるものとする。
- 4 助成対象者が、災害、傷病、経済困難、失業などの返還困難な事情によって奨学金の減額返還又は返還期限猶予を受けている場合の第2項の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出した額とする。ただし、市町村連携枠の助成対象者については募集要項等の規定による。

(補助金の交付決定及び額の確定)

第9条 知事は、補助金交付申請書の提出があった場合において、その内容を審査し、適正と認めるときは、補助金の交付の決定及び額の確定を行い、申請者に通知するものとする。

(補助金の支払)

第10条 知事は、前条による補助金交付決定及び額の確定を行った場合は、助成対象者の奨学金の貸与機関に支払うものとする。ただし、奨学金の返還残額が補助金の確定額を下回る場合にあっては、差額を助成対象者に支払うものとする。

(補助金の交付決定の取消し)

第11条 知事は、偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けた者があるときは、助成対象者の認定及び交付決定を取消し、補助金の全額を返還させることができる。

(補助金の返還)

第12条 補助金の交付を受けた者は、前条による取消しの通知を受けたときは速やかに補助金を返還しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか、本事業に必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

(別記様式第1号)

令和 年 月 日

山形県知事 殿

山形県若者定着奨学金返還支援事業助成対象者認定申請書

令和6年度山形県若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第5条の規定により、関係書類を添付して申請します。

地方創生枠 ・ 市町村連携枠 ・ 産業団体等連携枠

申請者	ふりがな			
	氏名			
	生年月日	年 月 日	性別	<input type="checkbox"/> 男 <input type="checkbox"/> 女
	住所	〒		
	電話番号 (携帯)		フリガナ※1	
		メールアドレス		
卒業高校等 (高等専門学校卒業者の 場合、卒業中学校)	名称			
	卒業年月	年 月		
卒業大学等	名称			
	卒業年月	年 月		
貸与奨学金の種類 (○で囲む)	日本学生支援機構第一種奨学金 日本学生支援機構第二種奨学金 その他 ()			
※2 減額返還	している ・ していない (年 月～ 年 月まで)			
※3 返還期限の猶予	受けている ・ 受けていない (年 月～ 年 月まで)			
就業先名称	(所在地)			
転職の経歴	有 ・ 無 ※「有」の場合は、職務履歴書(様式第3号)を添付してください。			
就業分野 (○で囲む)	イ 商工分野 ロ 農林水産分野 ハ 建設分野 ニ 医療・福祉分野 ホ その他 () ※別表「助成対象分野一覧」を参考に記入すること。			
<input type="checkbox"/> 申請時点において、支援の対象となる奨学金の返還を延滞していません。 (✓を付けてください)				

※1 メールアドレスのフリガナは、「0 (ゼロ)」と「O (オー)」「1 (イチ)」と「I (イル)」、「- (ハイフン)」と「_ (アンダーバー)」、「s (小文字)」と「S (大文字)」等紛らわしい文字の時に記載してください。

※2 災害、傷病、その他の経済的理由等により、奨学金を当初約束した割賦金を減額して返還している場合、「している」に○をつけ、減額して返還している期間を記載してください。

※3 災害、傷病、その他の経済的理由等により、本来奨学金の返還義務が生じている時期に、特別に返還期限を延期する猶予制度を受けている場合、「受けている」に○をつけ、猶予を受けている期間を記載してください。

(別表)

助成対象分野一覧

助成対象分野		備考
イ 商工分野	工業 各種製造業	<ul style="list-style-type: none">・医療機器、介護用品、医薬品の製造業については「医療・福祉分野」ではなく、「商工分野」に該当。・農産品、水産物等の食料品加工業については「農林水産分野」ではなく、「商工分野」に該当。
	I T	<ul style="list-style-type: none">・情報サービス業、インターネット附随サービス業等が該当。
	観光	<ul style="list-style-type: none">・旅行業、宿泊業等が該当。
	商業・サービス	<ul style="list-style-type: none">・上記に関連する各種卸売・小売・サービス業が該当。
ロ 農林水産分野 (6次産業関係等、関連する業種も含む。)		<ul style="list-style-type: none">・各種農業、農業サービス業、各種林業、林業サービス業、各種漁業、農林水産業協同組合が該当。
ハ 建設分野 (関連する業種も含む。)		<ul style="list-style-type: none">・測量設計等も含む。
ニ 医療・福祉分野 (薬品の小売・卸売・製造業については、商工分野に含む。)		<ul style="list-style-type: none">・病院、療術業、老人福祉・介護事業、児童福祉事業、障害者福祉事業、社会保険事業団体等が該当。 <p>※医師、看護師、介護福祉士、保育士は本制度の対象外となります。</p>
ホ その他	県内の事業所等におけるリーダー的人材の確保に資する場合	

※助成対象分野は資格や職種ではなく、就業先の該当する分野となります。

(別記様式第2号)

在 職 証 明 書

申請者氏名	
申請者住所	
生年月日	
就業開始の日(入社日)	年 月 日
証明日時点での就業先所在地 (本社以外の場合は支店等の名称)	

(産業団体等連携枠の助成候補者で、県外で就業していた期間がある場合は、□に✓を付け下記も記載してください。その他の助成候補者の場合は、記載不要です。)

<input type="checkbox"/> 当社の人員配置などの都合により、県外で就業した期間がある。	
県外で就業していた期間	年 月 日～ 年 月 日

上記について間違いのないこと、及び、申請者は就業開始の日から正規雇用(パート・アルバイト等の臨時的・期間的な就業でない)として当事業所に在職していることを証明します。

令和 年 月 日

事業所所在地

事業所名称

代表者名

【証明書作成者】

所 属			
担当者名		電話番号	

県または市町村の担当者が電話確認する場合があります。

(別記様式第4号)

記 号 番 号
令和 年 月 日

様

山形県知事

山形県若者定着奨学金返還支援事業助成対象者認定通知書

令和 年 月 日に申請のありました標記の件について、令和6年度山形県若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第6条第1項の規定に基づき助成対象者に認定しましたので通知します。

補助金の交付申請書は令和 年 月 日まで提出してください。

なお、令和6年度山形県若者定着奨学金返還支援事業費補助金の積算の基礎となる助成対象月数は 月となります。

(別記様式第5号)

記 号 番 号
令和 年 月 日

様

山形県知事

山形県若者定着奨学金返還支援事業助成対象者不認定通知書

令和 年 月 日に申請のありました標記の件について、審査の結果、令和6年度山形県若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第6条第2項の規定により、助成対象者に認定されませんでしたので通知します。

山形県知事 殿

住 所

氏 名

令和6年度山形県若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付申請書

令和6年度において、山形県若者定着奨学金返還支援事業について標記補助金を交付されるよう、山形県補助金等の適正化に関する規則第5条及び令和6年度山形県若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱第7条の規定により、関係書類を添付して申請する。

記

交付申請額 金 _____ 円 (④の額)

交付申請額積算基礎

1. 26,000円×(助成対象者認定通知書記載の助成対象月数)	26,000円 × () 月 = ①	円
2. 交付要綱第8条第1項第1号又は第2号に該当する場合 (該当しない場合は記載不要)	①×1/2 = ②	円
3. 添付する奨学金返還証明書に記載されている奨学金の返還残額 ※1 奨学金の減額返還又は返還期限猶予を受けている場合の返還残額は、減額又は猶予を受けていないものとして算出した額を記載。 ※2 高等専門学校在学時に助成候補者に認定された者は、返還残額と第4、5学年時又は専攻科在学時に貸与を受けた奨学金の総額のうちいずれか低い額を記載。	③	円
4. ①(2に該当する者は②)と③を比べて低い額 ※千円未満の端数を切り捨て	④	円

(別記様式第7号)

補助金の支払に係る承諾書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

私は、令和6年度山形県若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱に係る補助金について、山形県が（ ）に、私が貸与を受けた奨学金の返還分として支払うことを承諾します。

() 内には、別表より貸与を受けた奨学金の貸与機関名を選択して記入してください。

(別表) 対象奨学金一覧表

↓こちらの貸与機関名を記入してください。

	奨学金名	貸与機関名
1	日本学生支援機構第一種・第二種奨学金	独立行政法人日本学生支援機構
2	米沢市有為会奨学金	公益社団法人米沢有為会
3	鶴岡市育英奨学金	鶴岡市教育委員会
4	上山市奨学金	上山市
5	長井教育会奨学金	公益社団法人長井教育会
6	東根育英会育英資金	公益財団法人東根育英会
7	河北町育英会奨学金	河北町育英会
8	西川町育英奨学金	西川町
9	朝日町奨学金	朝日町
10	大江町ふるさと奨学金	大江町
11	金山町育英会奨学金	金山町育英会
12	最上町教育振興修学資金	最上町
13	最上町あすなる修学資金	最上町
14	大場育英基金	最上町
15	舟形町教育振興修学資金	舟形町
16	真室川町教育振興修学資金	真室川町
17	大蔵村奨学金	大蔵村教育振興会
18	鮭川村教育振興修学資金	鮭川村
19	戸沢村教育振興修学資金	戸沢村
20	飯豊町奨学資金	飯豊町
21	三川町育英奨学資金	三川町教育委員会

口座申出書

令和 年 月 日

山形県知事 殿

住 所

氏 名

令和6年度山形県若者定着奨学金返還支援事業費補助金交付要綱に係る補助金の振込先は以下のとおりです。

(振替先口座)

金融機関名	本支店名

預金種別	口座番号						
1. 普通 2. 当座							

口座名義人 (カタカナ)															

※本人名義の銀行口座でないと振込できません。

◆支払時において奨学金の返還残額が補助金の確定額を下回る場合は、その差額を上記口座に支払います。
奨学金の返還残額が補助金の確定額を上回る場合は、本人への支払はありません。